

大阪市住吉区告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可した地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更に係る届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和8年6月10日

大阪市住吉区長 橘 隆義

地縁による団体の名称 大阪市住吉区墨江連合墨江西一丁目振興町会

及び事務所の所在地 大阪市住吉区墨江3丁目21番17号

1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	富田 賢一 大阪市住吉区墨江1丁目 11番2号	田井中 賢 大阪市住吉区墨江3丁目 14番3号

2 変更の年月日

令和4年4月1日

3 変更の理由

代表者の変更による

(住吉区役所地域課)

(令和8年6月10日掲示済)